

# 「北区ラグビーフットボール協会」規約

英文名：KITAKU RUGBY FOOTBALL UNION

## 第1条 目的

北区ラグビーフットボール協会（以下、「本協会」という）は、日本ラグビーフットボール協会、関東ラグビーフットボール協会、東京都ラグビーフットボール協会、並びに、区内の他スポーツ団体や民間企業等と連携して、北区におけるラグビーフットボールの普及活動、および、地域コミュニティの交流と地域活性化活動を展開することにより、社会教育の一環として one for all, all for one の精神を根付かせつつ、スポーツとしてのラグビーの魅力を発信し、心豊かな区民生活を送るための土台を醸成することを目的とする。

## 第2条 活動

本協会は、前条の目的を達成するため、下記の活動を行う。

1. ラグビーフットボールの普及活動全般
2. 地域コミュニティとの交流と地域活性化活動
3. 本協会会員相互の親睦と相互活動
4. その他、本協会の目的を達成するために必要な一切の活動

## 第3条 活動の拠点

1. 活動拠点は、理事長が別途定める東京都北区内の所在地とする。
2. 大会や会議の開催場所は限定せず、理事会で賛同が得られた場所とする。

## 第4条 構成員

1. 正会員 本協会の活動に賛同して入会した個人または法人・団体
2. 賛助会員 本協会の活動を賛助するため入会した個人または法人・団体
3. 団体会員 本協会の活動に賛同して入会したラグビーフットボール競技団体（ラグビーフットボールチーム等）
4. サポーター会員 本協会の活動を応援するために入会した個人

## 第5条 入会および加盟

1. 正会員、賛助会員、団体会員、そして、サポーター会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより入会の申し込みをし、その承認を受けなければならない。
2. 団体会員に所属する個人であっても、上記に示した条件を満たせば正会員、賛助会員もしくはサポーター会員の資格を有することができる。
3. 東京都暴力団排除条例に準じ、反社会的勢力の入会を認めない。入会を承認した後でも、申告が虚偽であると認められた場合は、理事会の承認を経て入会承認を取り消すことができる。

## 第6条 経費の負担

正会員、賛助会員、団体会員、サポーター会員は、本協会の経費に充てるため、会員規約に定める会費を支払わなければならない。

## 第7条 退会

本協会からの退会を希望する場合は、未納金を精算の上、書面をもって事前にその旨を本協会の事務局に届け出なければならない。

## 第8条 除名処置

本協会の規約に違反した会員は、理事会の承認により除名等の処置をとることができる。本協会の名誉を棄損し、社会人もしくは選手として逸脱した行為を行った者にあたっては、理事会等において事情聴取等を実施した後、理事会の承認により除名等の処置をとることができる。また、入会后に反社会的勢力との関係が認められた場合も同じく除名等の処置をとることができる。

## 第9条 総会

1. 総会の招集は、理事会にてその目的と日時を決定し、会長が招集する。
2. 議長は、会長が行う。
3. 総会は正会員の出席するものとし、成立はその過半数の出席を要するものとする。
4. 総会では、以下の事項について議決するものとする。
  - ①毎年度事業計画および同報告
  - ②毎年度収支計画および同報告
  - ③役職改選（隔年）
  - ④規約改正（必要に応じて）
  - ⑤その他、会長が必要と認める事項
5. 総会に出席できない正会員は、委任状の提出をもって議決権を出席する正会員に委任するものとする。
6. 決議は、委任を含めた正会員の過半数の賛同をもって、議長の裁決により行う。
7. 総会后、議決内容を構成員へ速やかに報告するものとする。

## 第10条 理事会

1. 本協会に、理事長、副理事長、理事および会計（以下「理事」と称す。）からなる理事会をおく。
2. 理事会は、本協会の執行機関として総会にて議決された活動計画を企画、実行する。
3. 理事会の代表者は、理事長とする。
4. 理事長の選出は、理事会にて互選で選出し、総会で承認を得るものとする。
5. 理事会の開催は、理事長の発議により行われる。理事会の頻度は適宜とする。
6. 理事会の理事には、理事会が特別に承認する者を置くことができる。
7. 理事会は、総員の3分の2以上の出席をもって成立する。また、電子端末上での開催を可とし、その場合は総数の3分の2以上の同意の上で成立とする。
8. 議長は、理事長が務めることとし、理事長が不在の場合は、副理事長がその任にあたることとする。
9. 議事は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数の時は議長が裁決する。尚、委任状が提出された場合は出席扱いとし、議事の決定については議長に一任とする。電子端末上での決議は、全員出席とみなし総数の過半数の同意をもって決定し、可否同数の時は議長が裁決する。

10. 理事会には、構成員以外の者をオブザーバーとして参加させることができるものとする。  
ただし、オブザーバーは議事の決定には関与できないものとする。
11. 理事会の議事概要については、正副会長に速やかに報告するものとする。

#### 第11条 委員会

1. 本協会には、普及、振興など協会運営に必要な役割を担当する委員会を必要に応じて設置することができるものとする。
2. 委員長は理事会にて承認する。
3. 委員長は、活動方針と活動報告を総会にて行うものとする。
4. 委員長の任期等は任意とするが、理事会の承認は必要とする。

#### 第12条 役員組織

1. 本協会には、次の役員を置く。また必要に応じて、理事会にて特に承認を受けた役員を置くことができる。
  - 会長
  - 副会長（若干名）
  - 顧問
  - 理事長
  - 副理事長
  - 理事（10名程度）
  - 会計
  - 会計監査

#### 第13条 役員の決定および任期

1. 役員は理事会の推薦を受けた上、総会における決議をもって決定する。
2. 前項の規定にかかわらず、役員の変更等を行う場合は、必ず理事会の決議を受け、それを正副会長に報告することとし、その場合は、その後に開催する総会において承認を受けるものとする。
3. 役員の任期は、2年と定めるが、再選を妨げない。

#### 第14条 事務局

1. 本協会には事務局を設置し、規約および理事会の承認をもって協会実務に関する業務全般を執り行う。
2. 事務局の代表として事務局長を1名選出し、理事会にて承認する。

#### 第15条 会計監査

本協会は、会計監査を行い理事会にて報告し、承認を得なければならない。

#### 第16条 事業および会計年度

本協会の事業および会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第17条 改廃

1. 本規約の施行に関して疑義が生じた場合は、理事会の審議を経て会長が決定する。
2. 本規約の改廃については、理事会において建議し、総会において委任を含めた正会員の3分の2以上の賛同をもって、議長の裁決により行う。

## 第18条 その他

本規約に定めのない事項は、理事会にて決定する。

令和2年3月 4日 制定

令和4年5月11日 一部改正

令和5年5月 8日 一部改正

## 附則

- ① この規約は、令和2年3月4日から施行する。
- ② 本協会の設立当初の役員は、第13条第1項にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第13条第2項にかかわらず、設立総会の日から次々年度の3月31日までとする。
- ③ 本協会の設立初年度の事業および会計年度は、第17条にかかわらず、設立総会の日から次年度の3月31日までとする。